

令和6年11月25日  
(一財)愛知県建築住宅センター

## 計画通知に関する業務開始について

令和6年11月1日に改正建築基準法が施行され、同法第18条で定める国、都道府県または建築主事を置く市町村の建築物等(「計画通知」対象建築物)に対する審査・検査等が、指定確認検査機関でも実施可能となりました。

(一財)愛知県建築住宅センターでは、「計画通知」に関する業務を開始するため、「指定確認検査機関業務規程」の改訂を行い、令和6年11月21日付けで国土交通省中部地方整備局長の認可をいただきましたのでご案内いたします。

※「計画通知」の一連の手続きは、確認審査・検査と概ね同様となります。

※「計画通知」の手数料は「確認検査手数料規程」の「建築物の確認申請手数料」を準用し、特定工程工事終了通知・工事完了通知・仮使用認定申請等においても同様に準用します。

※「計画通知」の様式等につきましては別途お問い合わせください。

問い合わせ先 : 確認部 確認審査課 電話:(052)264-4055